

労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会設置要綱

平成 2 1 年 4 月 6 日
日本学術会議第 7 4 回幹事会決定

改正 平成 2 2 年 3 月 2 5 日日本学術会議第 9 2 回幹事会決定

改正 平成 2 2 年 1 0 月 4 日日本学術会議第 1 0 7 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 1 6 条第 1 項に基づく課題別委員会として、労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第 2 委員会は、労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全について調査審議する。

(組織)

第 3 委員会は、2 5 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 2 3 年 5 月 3 1 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官(審議第二担当)において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成 2 2 年 3 月 2 5 日日本学術会議第 9 2 回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成 2 2 年 1 0 月 4 日日本学術会議第 1 0 7 回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。